

長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正
する規則要綱

事 項	説 明												
1 改正の理由	近年の道路交通法改正や自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行による飲酒運転罰則強化を踏まえて、飲酒運転が社会問題化し、酒気帯びを伴う行為に対する目が厳しくなる中、酒気帯びを伴う行為に特別な配慮をすることは法令の趣旨にそぐわないことから、後期高齢者医療の被保険者又は被保険者であった者の酒気帯びを伴う行為に対する給付制限の軽減規定を削るため、改正を行うもの												
2 改正の内容	(1) 後期高齢者医療の被保険者又は被保険者であった者の酒気帯びを伴う行為に対する給付制限の軽減規定を削る（第36条第3項関係）。 <table><tr><th colspan="2">改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>療養の給付等の全部又は一部を行わない場合</td><td>療養の給付等を行わない割合</td><td rowspan="4">削除 (10割)</td></tr><tr><td>(1) 自己の道路交通法違反行為による傷病が2回目である場合</td><td>5割</td></tr><tr><td>(2) 運転者の行為が道路交通法違反行為であることを知って同乗したことによる傷病が2回目である場合</td><td>5割</td></tr><tr><td>(3) 第1号又は第2号の傷病が3回目以上である場合</td><td>10割</td></tr></table> (2) その他条文の整備を行う。	改正前		改正後	療養の給付等の全部又は一部を行わない場合	療養の給付等を行わない割合	削除 (10割)	(1) 自己の道路交通法違反行為による傷病が2回目である場合	5割	(2) 運転者の行為が道路交通法違反行為であることを知って同乗したことによる傷病が2回目である場合	5割	(3) 第1号又は第2号の傷病が3回目以上である場合	10割
改正前		改正後											
療養の給付等の全部又は一部を行わない場合	療養の給付等を行わない割合	削除 (10割)											
(1) 自己の道路交通法違反行為による傷病が2回目である場合	5割												
(2) 運転者の行為が道路交通法違反行為であることを知って同乗したことによる傷病が2回目である場合	5割												
(3) 第1号又は第2号の傷病が3回目以上である場合	10割												
3 施 行 期 日	平成30年1月1日から施行する。												